

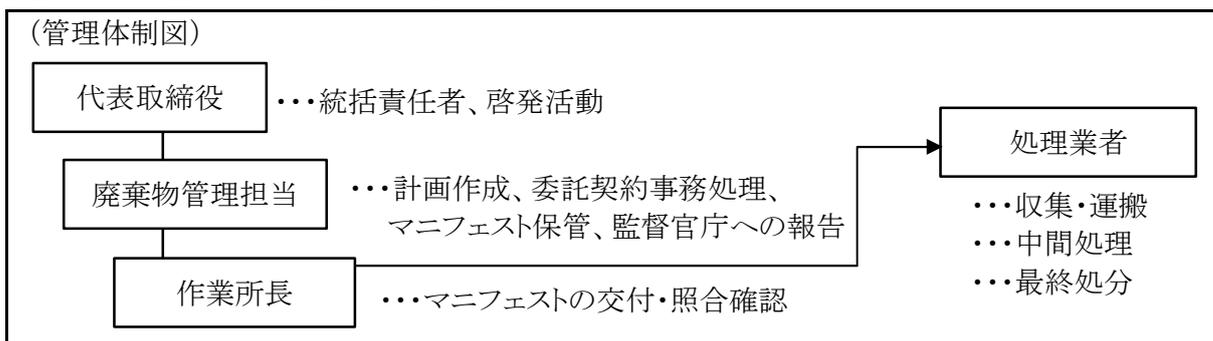
様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
令和7年(2025年)6月6日	
滋賀県知事 三日月 大造 様	
提出者 住所 滋賀県甲賀市信楽町長野147番地5 氏名 株式会社 金田工業 代表取締役 金田 光 電話番号 0748-82-0825	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	株式会社 金田工業
事業場の所在地	滋賀県甲賀市信楽町長野147番地5
計画期間	令和7年4月1日 から 令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	06 総合工事業
②事業の規模	元請完成工事高 29,253万円
③従業員数	14人 (令和7年3月31日現在)
④産業廃棄物の一連の処理の工程	<pre>graph TD; A["【排出】 各建設工事現場"] --&gt; B["【収集・運搬】 委託契約又は自己運搬"]; A --&gt; C["【中間処理】 委託契約"]; B --&gt; C; C --&gt; D["【中間再生利用者】"]; C --&gt; E["【最終処分】 委託契約"]; E --- F["最終処分については マニフェストで確認"]</pre>

(日本工業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	—
	排出量	1,917.074 t	—
	(これまでに実施した取組)		
廃プラスチックに関しては、できる限り分別作業を実施。それ以外は、ほぼ発注者による設計通りに廃棄しているため、特に実施していない。			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	—
	排出量	1,916.584 t	—
	(今後実施する予定の取組)		
引き続きISO14001教育の徹底。廃プラスチックに関しては、過年度同様より高い分別意識を周知させて削減する。			

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	
	【種類】	別紙のとおり
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	
	【種類】	別紙のとおり
	【取組】	各現場にて分別し、可能な限り直接積み込みを行って処分している。
	【取組】	現状とおなじ。廃プラスチックに関してはこれまで同様に分別の徹底を実施。

## 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	—	—
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	—	—
	(今後実施する予定の取組)		

## 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	—	—
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	—	—
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	—	—
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	—	—
(今後実施する予定の取組)			

## (第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	—	—
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	—	—
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	—
	全処理委託量	1,917.074 t	—
	優良認定処理業者への処理委託量	—	—
	再生利用業者への処理委託量	1,907.259 t	—
	認定熱回収業者への処理委託量	—	—
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	—	—
	(これまでに実施した取組)		
可能な限り再生施設との委託契約を行った。 また、CO2削減の為、なるべく近隣施設を選定した。			

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	—
	全処理委託量	1,916.584 t	—
	優良認定処理業者への 処理委託量	—	—
	再生利用業者への 処理委託量	1,907.259 t	—
	認定熱回収業者への 処理委託量	—	—
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	—	—
	(今後実施する予定の取組)		
引き続き、可能な限り再生施設との委託契約を行う。 また、CO2削減の為、なるべく近隣施設を選定する。			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

## 産業廃棄物排出量及び次年度削減目標一覧表

令和6年度 (R6. 4. 1～R7. 3. 31)		令和7年度 (R7. 4. 1～R8. 3. 31)	
産業廃棄物排出量		削減目標	
		▲ 5 %	
種類		排出量 ( t )	排出量 ( t )
コンクリートがら	リサイクル100%	563. 70	563. 70
アスファルトがら	リサイクル100%	1, 338. 60	1, 338. 60
がれき類	リサイクル100%	2. 22	2. 22
ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず			
廃プラスチック類		5. 495	5. 225
〃	リサイクル100%		
金属くず			
建設混合廃棄物			
建設汚泥	リサイクル100%	2. 739	2. 739
紙くず			
木くず		4. 32	4. 10
廃油			
合計		1, 917. 074	1, 916. 584

※リサイクル100%のものは削減目標から除外する。